

身体拘束最小化についての指針

1. 目的

身体拘束は患者様の自由を制限するのみならず、患者様の QOL の低下を根本から損なうもので、身体的・精神的・社会的な弊害を伴います。当院では患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員 1 人ひとりが拘束による弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識をもち、最善のケアを提供する事を目的とします。

2. 基本方針

(1) 身体拘束の最小化

当院では医療の提供にあたって、患者様の生命、または身体を保護するため緊急、やむ得ない場合を除き身体拘束を行いません。

(2) 身体拘束の定義

抑制帯等、患者様の身体または衣服に接触する用具を使用し、向精神薬等を過剰に投与することで、一時的に患者様の身体を拘束し、運動を抑制する行為を指します。

3. 当院での身体拘束の基準

(1) 身体拘束の具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、車椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯、腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(2) 身体拘束の対象とはしない具体的な行為

- ①身体拘束に替わって患者様の安全を守り ADL を低下させないために使用するもの
例：離床センサー
- ②検査・治療などの際にスタッフが常時そばで観察している場合の一時的な四肢および体幹の固定

4. 向精神薬の使用について当院のルール

当院では認知症ケアチームがBPSDに対する向精神薬使用のガイドラインのもと、適切に使用されるよう各医師に伝達している。向精神薬は、過剰な投薬を前提としていないため、原則として身体拘束には該当しないが、使用する際は医師・看護師、必要があれば薬剤師等と協議したうえで使用する。また、向精神薬の使用にあたっては、必ず非薬物的対応を優先し、精神症状が軽減し安心して治療が受けられるために、適切な薬剤を最小限使用します。

5. 身体拘束による弊害

(患者様に及ぼす影響)

- ・ 外傷：抑制帯を外そうとして、皮膚の紫斑や裂傷などを起こす場合がある
- ・ 筋力の低下：廃用症候群のため筋力低下が起こる
- ・ 心身機能の低下・循環不全：行動制限することで著しく廃用症候群が進行する
- ・ 深部静脈血栓・肺血栓：血液がうっ滞し、凝縮しやすくなり血栓ができやすくなる
- ・ 褥瘡（MDRPU）：高齢者の場合、皮膚が脆弱なため皮膚トラブルを起こしやすい
- ・ せん妄や混乱を引き起こす
- ・ 食欲の低下や便秘など
- ・ 尊厳の侵害：自由に行動できる権利（自律尊重原則）が侵害される
- ・ 長時間の身体拘束は不安や苦痛などを増強させる
- ・ 周囲の人を敵と感じたり、人体実験をされているような恐怖感を感じる
- ・ 医療者との信頼関係を崩壊させる
- ・ あきらめ、無力感、生きる意欲の低下（認知症への影響）
- ・ 混乱や興奮の増大による認知機能の低下
- ・ うつ・無力感の増大による認知機能低

(医療者に及ぼす影響)

- ・ 患者様の尊厳を保てないことによるジレンマ
- ・ 身体拘束を解除してほしいという患者様の気持ちや苦痛に対する心理的苦痛
- ・ 拘束することによってますます拘束せざるを得ない状況を作り出してしまう

6. 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合

(1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者様または他の患者様等の生命、または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の要件をすべて満たした場合に限り、必要最小限の身体拘束を行います。

◎切迫性：患者様本人または他の患者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。

◎非代替性：身体拘束を行う以外に代替する治療・看護方法がないこと。

◎一時性：身体拘束が必要最小限の期間であること。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意、上記3要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師の指示のもと、患者様・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とします。

(3) 身体拘束を実施する場合は、その態様及び時間、その際の患者様の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. 身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化に係る身体拘束最小化チーム（以下「チーム」）を設置します。

(1) チームの構成

チームは医師、看護師、必要に応じて薬剤師、作業療法士、ソーシャルワーカーマネージャー、管理栄養士、医療安全委員、事務員等多職種で構成します。

(2) チームの役割

①身体拘束の実施状況をナースステーション内に掲示し、管理者を含む職員に適宜に周知する。

②身体拘束の最小化に向けたケア計画の立案及び指導を行う。

③身体拘束最小化するための指針を見直し、変更時はすみやかに職員に周知活用する。

指針は病院ホームページへの掲載、及び各病棟の身体拘束マニュアルにて常時閲覧可能な状態で周知活用する。

④入院患者様に関わる職員を対象に身体拘束の最小化に関する研修を年1回以上行う。

8. 身体拘束最小化のための活動

身体拘束最小化チーム

(1) 身体拘束最小化チームメンバーにて週一回、身体拘束解除に向けてカンファレンスを行う。

(2) 身体拘束最小化のための研修

①年1回以上教育研修を実施

②必要な教育及び研修の実施、実施内容等の記録

(3) 身体拘束の実施状況の報告

身体拘束のチェックを毎日行う。各月の身体拘束実施状況のチェックを行う。

ナースステーション内に身体拘束実施状況の掲示を行う。

作成日令和6年5月27日

改正日令和7年4月4日